



鳥取県公報

平成 30 年 3 月 24 日 (土)
号外第 24 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (1) (空港港湾課) 3
-------	------------------------------------------------------------

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

国際交流センターの廃止及び鳥取東京線の5便化が2年間延長されることに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 国際交流センターの設置に係る規定を削る。
- (2) 鳥取東京線の航空機に係る着陸料の軽減期間は、平成32年3月28日まで（現行 平成30年3月24日まで）とする。
- (3) 施行期日は、公布日とする(2)に関する事項を除き、平成30年4月1日とする。

条 例

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第1号

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 附則第2項に規定する航空機のうち東京国際空港との間の路線において一定の日時により航行するものに係る着陸料については、前2項の規定にかかわらず、<u>平成32年3月28日までの間に限り</u>、第16条第2項中「別表第1に定める金額」とあるのは、「別表第1に定める金額に4分の1を乗じて得た金額」とする。</p>	<p style="text-align: center;">(国際交流センター)</p> <p><u>第2条の2 空港に、県民が広く利用できる国際交流の場として、国際交流センターを設ける。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 附則第2項に規定する航空機のうち東京国際空港との間の路線において一定の日時により航行するものに係る着陸料については、前2項の規定にかかわらず、<u>平成30年3月24日までの間に限り</u>、第16条第2項中「別表第1に定める金額」とあるのは、「別表第1に定める金額に4分の1を乗じて得た金額」とする。</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、公布の日から施行する。